

93. 巡 査 恩 給

昭和十五年

		人 員	金 額
普通恩給	總 數	※ 48 807	円 ※ 14,733 191,743
	一 定 ノ 年 限 在 職 シ タ ル 者	※ 48 803	※ 14,733 191,127
	職 務 上 傷 疾 チ 受 ケ タ ル 者	{ 十 三 年 以 上 滿 十 三 年 未 滿	3 416 1 200
	職 務 上 疾 病 ニ 罹 リ タ ル 者	{ 十 三 年 以 上 滿 十 三 年 未 滿	— — — —
	總 數	4	1,452
增加恩給	職 務 上 傷 疾 チ 受 ケ タ ル 者	{ 戰 闘 ニ 準 ス ヘ キ 者 戰 闘 ニ 準 ス ヘ キ 者 ニ 非 ラ ザ ル 者	— — 4 1,452
	職 務 上 疾 病 ニ 罹 リ タ ル 者	{ 戰 闘 ニ 準 ス ヘ キ 者 戰 闘 ニ 準 ス ヘ キ 者 ニ 非 ラ サ ル 者	— — — —
扶助料	總 數	※19 360	※ 2,750 39,925
	職 務 上 死 亡 シ タ ル 者	4	730
	在 職 中 死 亡 シ タ ル 者	※1 23	※ 173 2,695
	恩 給 チ 受 ケ タ ル 者 又 ハ 受 ク ヘ キ 者	{ 職 務 上 傷 疾 疾 病 ニ シ テ 戰 闘 ニ 準 ス ヘ キ 者 戰 闘 ニ 準 ス ヘ キ 者 ニ 非 サ ル 者 右 二 項 ニ 該 當 セ サ ル 者	2 813 — — ※18 331 2,577 35,687
	不 具 廢 疾 ニ シ テ 自 活 シ 能 ハ サ ル 二 十 歳 以 上 ノ 者	—	—
一 時 扶 助 料	總 數	5 1,094	
一時扶助料	廢 疾 者 ニ シ テ 給 與 チ 受 ケ タ ル 者	1 213	
	廢 遺 族 ニ シ テ 給 與 チ 受 ケ タ ル 者	1 213	

※ 印ハ警部補ニ該ル事實ナク。次表亦同シ

94. 巡 査 療 治 料 給 助 料 及 弔 祭 料 給 與

昭和十五年

		人 員	金 額
療 治 料		20	円 226
給 助 料	總 數	13	159
	引 續 在 職 者	{ 治 療 二 十 日 ニ 涉 ラ ザ ル 者 治 療 二 十 日 ニ 涉 リ タ ル 者	6 34 7 125
	退 職 者	—	—
弔 祭 料	總 數	※1 8	※ 242 1,877
	職 務 上 死 亡	{ 親 族 ニ 葬 祭 チ 行 フ ベ キ 者 ニ	— — — —
	在 職 中 死 亡	{ 親 族 ニ 葬 祭 チ 行 フ ベ キ 者 ニ	※1 8 242 1,877